

# 定期監査結果に 基づく措置通知

(平成25年11月22日公表)

TAKAMATSU

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成25年11月22日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 【定期監査結果に基づく措置通知一覧】

H25.11.22

措置通知 No.	監査年度	告示日	告示番号※	区分	項目	公表文該当ページ	対象部局	所管課等	措置通知日
No.1	H19	H19.8.16	第15号	指摘	賃貸借契約の仕様書を適正に作成すべきもの	P3	都市整備局	まちなか再生課	H25.10.4
No.2	H21	H21.11.18	第14号	指摘	概算払の補助金を精算すべきもの	P2	都市整備局	まちなか再生課	H25.10.4
No.3	H22	H23.2.18	第1号	意見	適正な事務処理体制の確立について	P6	病院局	市民病院事務局 総務課 市民病院塩江分院事務局 市民病院附属香川診療所事務局	H25.8.9
No.4	H23	H23.11.18	第22号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P2	都市整備局	公園緑地課	H25.10.16
No.5				指摘	補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの	P4			
No.6	H24	H24.8.15	第19号	意見	印刷発注に係る契約について	P9	財政局	契約監理課	H25.8.7
No.7	H24	H25.2.20	第1号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3	健康福祉局	長寿福祉部 地域包括支援センター	H25.9.27
No.8	H24	H24.11.22	第23号	指摘	発注簿の事務処理を適正にすべきもの	P2	病院局	市民病院事務局 総務課 市民病院塩江分院事務局 市民病院附属香川診療所事務局	H25.8.7
No.9				指摘	現金払に係る支出事務処理を適正にすべきもの	P2		市民病院事務局 総務課 市民病院附属香川診療所事務局	
No.10				指摘	適正な契約書を作成すべきもの	P3		市民病院事務局 総務課	
No.11				指摘	特定の随意契約に係る公表をすべきもの	P3			
No.12				指摘	発注簿（工事用）の事務処理を適正にすべきもの	P3			
No.13				指摘	学会等参加費に係る支出事務を適正にすべきもの	P4			
No.14				意見	休日勤務・時間外勤務命令書に係る事務処理について	P5			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの  
 （平成25年8月以前の措置通知公表文では「今回の監査で指摘した事項」と表記）

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの  
 （平成25年8月以前の措置通知公表文では「監査の結果に付する監査委員の意見」と表記）

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局

平成19年度 都市整備部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成19年8月16日
------	---------------	-----	------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年10月4日
----	--	-----------------------------	-------	------------

指摘・意見の項目	賃貸借契約の仕様書を適正に作成すべきもの
----------	----------------------

内 容	高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定しているが、「高松駅前レンタサイクルポートおよび瀬戸内自転車保管所仮設トイレ賃貸借契約」の支出負担行為同決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、賃借料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。
-----	---

告示文該当ページ	3ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki19/816.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki19/816.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	まちなか再生課
------	---------

措置結果	賃貸借契約の仕様書については、平成20年度から決裁に仕様書を添付し、適正な事務処理を行った。
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局

平成21年度 都市整備部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第14号

告示日

平成21年11月18日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年10月4日

指摘・意見  
の項目

概算払の補助金を精算すべきもの

内容

高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定により概算払で補助金を交付した場合、同条第4項の規定により、補助金交付申請者は、事業終了後、精算し、交付された補助金が確定した補助金の額を超えていた場合はその差額を返還しなければならないが、平成20年度高松市違法駐車防止対策推進協議会への補助金については、交付した補助金が確定した補助金の額を超えているものを次年度に繰り越しているもので、今後は、同項の規定により、適正に事務処理されたい。

告示文該当  
ページ

2ページ

告示文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki21/1118.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

まちなか再生課

措置結果

高松市違法駐車防止対策推進協議会への補助金については、平成21年度精算処理分から高松市補助金等交付規則の規定により、適正な事務処理を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局

平成22年度 病院部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成23年2月18日
------	--------------	-----	------------

区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年8月9日
----	-----------------------------	--	-------	-----------

指摘・意見の項目	適正な事務処理体制の確立について
----------	------------------

内容	<p>今回の病院部の定期監査において、契約事務、公有財産取扱事務、休日勤務・時間外勤務命令などの職員の服務に係る事務について、単純なケアレスミス、事務担当者の関係諸規定に対する理解不足および審査における確認が十分に行われなかったことにより適正性を欠く事例が見受けられたので、改善を要する事項については、単に誤りを是正するだけでなく、再発防止の観点から、関係諸規定や事務処理手順に関する研修・指導を行うとともに、事務局内の審査体制を強化し、適正な事務処理体制の確立に努められたい。</p>
----	---

告示文該当ページ	6ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansaho_ukoku/teiki/teiki22/218.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansaho_ukoku/teiki/teiki22/218.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	市民病院事務局総務課	市民病院塩江分院事務局
	市民病院附属 香川診療所事務局	

措置結果	<p>適正な事務処理体制の確立については、平成23年度から関係諸規定に基づき、事務の適正処理を図るとともに、再発防止のため、改善内容については、文書で塩江分院および香川診療所に指示を行い、適宜、課長会および朝礼等の機会において周知に努めている。</p>
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局

平成23年度 都市整備部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第22号	告示日	平成23年11月18日
------	---------------	-----	-------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年10月16日
----	--	-----------------------------	-------	-------------

指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの
----------	-------------------------

内容	平成22年3月19日および23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成23年度塵芥収集処理業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。
----	--

告示文該当ページ	2ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki23/1118.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki23/1118.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	公園緑地課
------	-------

措置結果	業務委託契約に係る仕様書については、平成24年度契約分から、仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を付け加えるように改めた。
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象部局

平成23年度 都市整備部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第22号

告示日

平成23年11月18日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年10月16日

指摘・意見  
の項目

補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの

内容

平成23年度香川県菊友会事業補助金および平成23年度財団法人高松市花と緑の協会補助金については、高松市会計規則第79条第1項第3号および高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、同補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので、今後、補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

告示文該当  
ページ

4ページ

告示文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki23/1118.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

公園緑地課

措置結果

香川県菊友会補助金および財団法人高松市花と緑の協会補助金の概算交付に係る事務処理について、平成24年度から、高松市補助金等交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」を記載し、適正な事務処理を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象部局

平成24年度 財政局および出納室 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
------	---------------	-----	------------

区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年8月7日
----	-----------------------------	--	-------	-----------

指摘・意見の項目	印刷発注に係る契約について
----------	---------------

内容	<p>各課から契約依頼された印刷発注に係る契約については、契約の種類を物品売買契約として取り扱い、請書および契約書に収入印紙を貼付していないものが見受けられるが、一般的な印刷発注に係る契約書は、印紙税法別表第1課税物件表第2号文書「請負に関する契約書」に該当し、印紙税の課税対象文書とされていることから、契約内容が印紙税法上の請負契約に該当するものとなっていないかどうか所轄税務署に確認し、課税対象文書については、受託者に収入印紙の貼付を指導するなど、印刷発注に係る契約の在り方を見直されたい。</p>
----	---

告示文該当ページ	9ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansaho/ukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansaho/ukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	契約監理課
------	-------

措置結果	<p>各課から契約依頼された印刷発注に係る契約については、契約の種類を物品売買契約として取り扱い、契約書等に収入印紙を貼付していなかったが、高松税務署との協議等を踏まえ、印紙税法別表第1課税物件表第2号文書「請負に関する契約書」に該当するものとし、契約書等に収入印紙を貼付することに変更し、平成25年9月1日以降に申込みの誘引を行う案件から適用することとした。</p> <p>当該変更については、同年6月26日付け局長会議における配布資料および7月11日付けインフォギャラリーにおいて、印刷等については、売買契約から請負契約へ変更することを職員に周知した。また、物品等入札参加資格者名簿に記載された印刷業者のうち、主な指名対象となる市内企業に対しては、同年5月10日に送付した入札参加資格の設定に係るアンケート依頼文において、当該変更について通知した。</p>
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象部局

平成24年度 健康福祉局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成25年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成25年9月27日
指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内容	平成24年2月1日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成24年度長寿はつらつ健診記録票データ入力における業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
告示文該当ページ	3ページ		
告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置

所管課等	長寿福祉部 地域包括支援センター
措置結果	業務委託契約に係る仕様書については、平成25年度から労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を記載し、適正に作成した。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年8月7日

指摘・意見の項目

発注簿の事務処理を適正にすべきもの

内容

高松市病院局発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を正しく記入しなければならないが、市民病院事務局総務課の医師氏名札購入代、塩江分院事務局の給食用食器購入代および香川診療所事務局の請求領収書印刷代については、発注日等の記載がないものや、誤って表記されているものが見受けられたので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。

告示文該当ページ

2ページ

告示文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

市民病院事務局総務課

市民病院塩江分院事務局

市民病院附属  
香川診療所事務局

措置結果

高松市病院局発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）による発注に当たっては、発注日の記載を徹底するとともに、支出負担行為兼支出命令書の決裁においても、各欄が適正に記載されているかどうかの確認を強化した。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年8月7日

指摘・意見  
の項目

現金払に係る支出事務処理を適正にすべきもの

内容

高松市会計規則第57条第4項では、管理者は、債主に対して現金により支払をするときは、債主から領収印を徴することとなっているが、市民病院事務局総務課および香川診療所事務局の現金払で支給された旅費等については、現金支給を受けた債権者から領収印を徴していないものが見受けられたので、今後は、適正に事務処理されたい。

告示文該当  
ページ

2ページ

告示文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

市民病院事務局総務課

市民病院附属  
香川診療所事務局

措置結果

高松市会計規則第57条第4項に基づき、債主が現金受領の際、支出命令書の領収書欄への押印を適切・確実にすることとした。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年8月7日

指摘・意見  
の項目

適正な契約書を作成すべきもの

内容

契約の締結に当たっては、高松市契約規則第20条の規定により、適正な契約書を作成しなければならないが、平成23年度および平成24年度高松市産業医業務委託契約書については、受託者（高松市民病院事業管理者）の押印がされていないので、今後は、同規定により適正に事務処理されたい。

告示文該当  
ページ

3ページ

告示文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

市民病院事務局総務課

措置結果

契約書の作成については、高松市契約規則第20条の規定に基づき、公印の押印について適切に行うよう、徹底することとした。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	平成24年11月22日
------	---------------	-----	-------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年8月7日
----	--	-----------------------------	-------	-----------

指摘・意見の項目	特定の随意契約に係る公表をすべきもの
----------	--------------------

内容	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定を準用し、契約内容等を公表しなければならないが、社団法人高松市シルバー人材センターとの高松市民病院屋外（外周り）清掃業務委託および高松市民病院香西公舎除草業務に係る随意契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。
----	---

告示文該当ページ	3ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	市民病院事務局総務課
------	------------

措置結果	特定の随意契約に係る公表については、平成24年度から病院局ホームページで公開するように改めた。
------	---

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第23号	告示日	平成24年11月22日
------	---------------	-----	-------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成25年8月7日
----	--	-----------------------------	-------	-----------

指摘・意見の項目	発注簿（工事用）の事務処理を適正にすべきもの
----------	------------------------

内 容

高松市病院局発注簿等財務処理要領第5項に規定する発注簿（工事用）には、発注日等適正な処理日を記入し、同要領第8項の規定により管理台帳を定め、作成した発注簿等の内容が管理台帳に正しく記載されていること等を確認し、また、定期的に管理台帳の記載内容に不備や処理に遅滞がないこと等を点検し、これに関する発注簿等の主要記載事項と照合しなければならないが、平成23年度における市民病院分娩室トイレ配水管詰まり修繕工事の発注簿については、工事発注起案日と工事発注日が逆転して記載され、また、東館検査室補修工事の発注簿については見積徴取日と工事発注日が逆転して記載され、同工事の管理台帳についても工事発注日が発注簿の記載内容と合致していないものとなっているなど、発注簿等に係る財務処理が適正に行われていないので、今後は、同処理要領の規定に基づき、発注簿等および管理台帳の的確な運用を行うとともに、適正に事務処理されたい。

告示文該当ページ	3ページ
----------	------

告示文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/1122.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	市民病院事務局総務課
------	------------

措置結果

高松市病院局発注簿等財務処理要領第5項に規定する発注簿（工事用）による発注に当たっては、見積日、起案日および発注日を適正に記載することとし、決裁時にはこれらの日付の整合性を確認するとともに、管理台帳との整合性についても確認を徹底するようにした。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年8月7日

指摘・意見の項目

学会等参加費に係る支出事務を適正にすべきもの

内容

高松市職員等の旅費に関する条例第6条第1項の規定では、旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当および扶養親族移転料とされているが、医師の学会等参加負担金等については、同条例に定める旅費に該当していないにもかかわらず、平成24年度から旅費として計上しているため、今後は、適正な科目から支出されたい。

告示文該当ページ

4ページ

告示文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansaho/ukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

市民病院事務局総務課

措置結果

学会等参加費について、平成23年度までは（目）経費／（節）諸会費として予算執行していたものを、本来の目的に合致した経理処理として24年度から（目）研究研修費へ変更して予算計上することとした。しかし、高松市職員等の旅費に関する条例第6条で定める旅費の種類の中に、学会等参加費は含まれておらず、病院事業の独自規定もないことから、本条例により、学会等参加費については、（目）研究研修費／（節）研究雑費で予算執行した。  
また、24年度において、すでに執行済みのものについても当該科目への振替処理を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／対象部局

平成24年度 病院局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年8月7日

指摘・意見  
の項目

休日勤務・時間外勤務命令書に係る事務処理について

内容

市民病院における休日勤務・時間外勤務命令書に係る事務処理については、実績確認等を従来どおり紙帳票で行っているため、支給割合の認定を誤って合計欄に記載しているものや、支給割合ごとの合計回数の記載が分かりづらいものがあり、時間外勤務手当等の算定根拠書類として客観性に欠けると思われるので、休日勤務・時間外勤務命令書の様式を見直すなど、適正な事務処理に努められたい。

告示文該当  
ページ

5ページ

告示文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahouukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

市民病院事務局総務課

措置結果

休日勤務・時間外勤務命令書の様式については、医師手当の見直しに合わせて一部を見直し、集計を容易にした。